

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (勅令4日) (注3)	署 名 者	告示日 示番号 (注4)
ハイチ	食糧援助に関する日本国政府と ハイチ共和国政府との間の交換 公文	食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施する ために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 -----	2018.1.31 ポルトー フランス で (同日)	日本側 八田 善明在ハイチ 大使館大使 ハイチ側 アントニオ・ロ ドリグ外務・宗務大臣	2018.2.13 37号
ハイチ	ハイチ共和国政府に対する贈与 に関する日本国政府とハイチ共 和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	500,000千円 -----	2018.10.23 ポルトー フランス で (同日)	日本側 八田 善明在ハイチ 大使館大使 ハイチ側 ポジット・エド モン外務・宗務大臣	2018.11.2 336号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。